

鹿児島大学共通教育科目における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する要項

平成29年4月1日  
共通教育センター長裁定

(趣旨)

第1 この要項は、学生の成績等開示請求及び異議申立て等への対応に関する全学的指針(平成22年1月7日教育研究評議会決定)に基づき、共通教育科目における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関し、必要な事項を定める。

(対応組織)

第2 学生の成績等開示請求及び異議申立てに対応する組織として、鹿児島大学共通教育センター申立審査委員会(以下「申立審査委員会」という。)を置く。  
2 申立審査委員会に関し必要な事項は、共通教育センターが別に定める。

(開示請求)

第3 学生は、履修した共通教育科目(以下「履修科目」という。)について成績等の開示請求を行うことができる。  
2 開示請求は、原則として本人が行うものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、代理人を通じて行うことができる。  
3 開示請求の対象は、成績評価、試験問題、答案、解答例等とする。  
4 履修科目に係る開示請求の受付期間は、履修科目の成績が発表された日から、原則として7日以内とする。  
5 開示請求を行う学生は、成績等開示請求書(別記様式第1号)を共通教育センターに提出しなければならない。  
6 開示請求を受けた場合、共通教育センター長(以下「センター長」という。)は、直ちに申立審査委員会に審査を依頼し、開示について決定を行うものとする。  
7 センター長は、開示請求日から起算して、原則として、10日以内に、開示請求に対する回答書(別記様式第2号)により、前項に定める決定の回答を行うものとする。ただし、10日以内に回答できない場合は、その理由等を、当該学生に説明するとともに、センター長は、その状況を、教育担当理事及び学生部長に報告するものとする。

(異議・再異議申立て)

第4 学生は、前条の開示結果又は開示請求によらず教学上の判定に不服のある場合は、異議申立てを行うことができる。  
2 異議申立ての受付期間は、成績が発表された日後、原則として7日までとする。ただし、開示請求を行った場合は、その回答書を受け取った日から7日以内まで延長できるものとする。  
3 異議申立てへの回答に不服がある当該学生は、再異議申立てを行うことができる。  
4 再異議申立ての受付期間は、異議申立ての回答を受理した日から起算して、原則として7日以内とする。  
5 異議申立て又は再異議申立てを行う学生は、異議申立書・再異議申立書(別記様式第3号)を共通教育センターに提出しなければならない。  
6 前条第2項の規定は、異議申立て及び再異議申立てについて準用する。  
7 異議申立て又は再異議申立てを受けた場合、センター長は直ちに申立審査委員会へ調査等を依頼して内容を明らかにし、申立ての日から起算して、原則として7日以内に、異議申立・再異議申立てに対する回答書(別記様式第4号)により、回答を行うものとする。  
8 センター長は、調査等により過失が認められたとき又は疑義が想定されたときなど、7日以内で解決が困難な場合は、当該学生に状況を説明するとともに、その内容を、学長、教育担当理事、危機管理室長、監事及び学生部長(以下「学長等」という。)に報告し、対応について協議するものとする。

(調査及び調査結果報告等)

第5 センター長は、異議申立て又は再異議申立てに対する申立審査委員会による調査等の結果、過失が認められたとき又は疑義が想定されたときなどには、直ちに、過失又は疑義の発生原因が特定される時期まで遡って、申立審査委員会に再度詳細な調査等を命ずるものとする。

- 2 前項の調査等は、その開始日から、原則として1月以内に終了するものとし、調査終了後、センター長は、速やかに、調査等の結果を学長等に報告するものとする。ただし、調査等に時間が必要する場合は、適宜、進捗状況を報告するものとする。
- 3 センター長は、当該学生に対し、適宜、途中経過を説明するとともに、調査等終了後に、その結果を説明するものとする。
- 4 センター長は、調査等の結果、成績評価等における過失又は疑義が判明した場合は、直ちに共通教育センター運営委員会の議を経て、当該学生の不利益を回復する措置を行うものとする。
- 5 センター長は、調査の結果、第3条第7項及び第4条第7項に該当する事項については、教育担当理事及び学生部長に、第4条第8項に該当する事項については、学長等に報告するものとする。
- 6 センター長は、調査等の結果、成績評価等における重大な過失又は疑義が判明した場合は、成績評価基準、進級判定基準等の全ての教育の在り方について、点検・見直しを行うものとし、重大な過失が判明した場合は、併せて学外有識者等による検証を実施するものとする。

(日曜日等の取り扱い)

第6 回答期限到来日等が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日(以下この項において「日曜日等」という。)に当たる場合は、当該日の直後の日曜日等でない日とする。

(雑則)

第7 この要項に定めるもののほか、学生の成績等開示請求及び異議申立てに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 鹿児島大学共通教育科目における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する要項(平成22年3月26日教育センター会議決定)は、廃止する。

別記様式第1号（第3条関係）

平成 年 月 日

### 成績等開示請求書（例）

共通教育センター長 殿

学部・学科名：\_\_\_\_\_

学籍番号：\_\_\_\_\_

氏 名：\_\_\_\_\_

連絡先（携帯）：\_\_\_\_\_

■授業科目名 \_\_\_\_\_ 曜日 \_\_\_\_\_ 時限 \_\_\_\_\_ 担当教員名 \_\_\_\_\_

#### ■開示請求内容

- 開示請求項目：  成績評価（ ）  
 試験問題（ ）  
 答案（ ）  
 解答例（ ）  
 その他（ ）

特記事項：

別記様式第2号（第3条関係）

平成 年 月 日

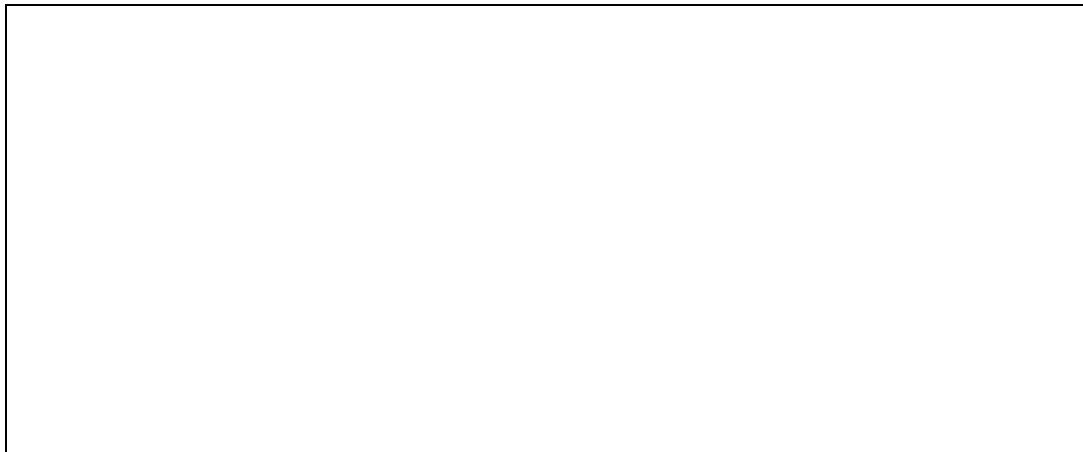
開示請求に対する回答書（例）

○○ ○○ 殿（学生氏名）

共通教育センター長

○○ ○○

■回答内容



別記様式第3号（第4条関係）

平成 年 月 日

異議申立書・再異議申立書（例）

共通教育センター長 殿

学部・学科名： \_\_\_\_\_

学籍番号： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

連絡先（携帯）： \_\_\_\_\_

■授業科目名 \_\_\_\_\_ 曜日 \_\_\_\_ 時限 \_\_\_\_ 担当教員名 \_\_\_\_\_

■申立ての内容

別記様式第4号（第4条関係）

平成 年 月 日

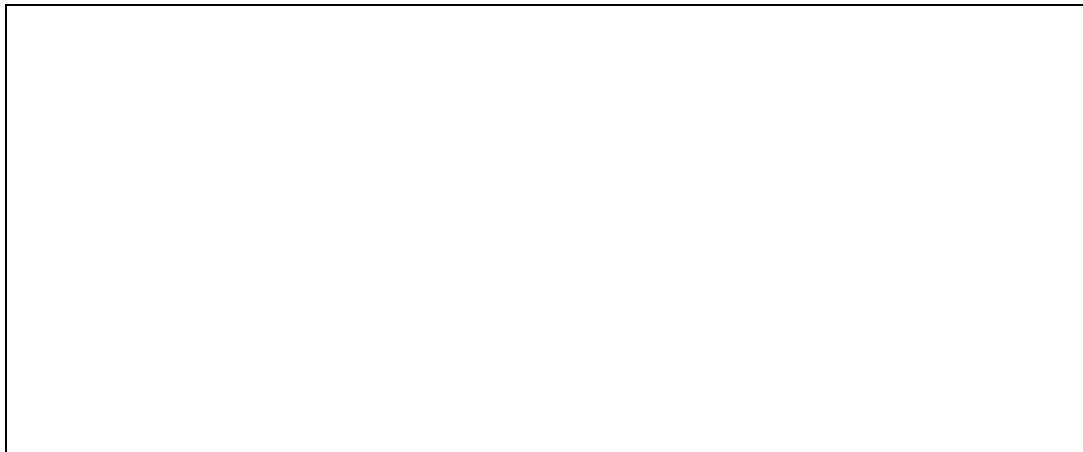
異議申立・再異議申立に対する回答書（例）

○○ ○○ 殿（学生氏名）

共通教育センター長

○○ ○○

■回答内容



## 鹿児島大学共通教育センター申立審査委員会要項

平成29年4月1日  
共通教育センター長裁定

## (趣旨)

第1 この要項は、鹿児島大学共通教育科目における学生の成績等開示請求及び異議申立てに関する要項(平成29年4月1日共通教育センター長裁定)第2条第2項に基づき、鹿児島大学共通教育センター申立審査委員会(以下「申立審査委員会」という。)に関し、必要な事項を定める。

## (任務)

第2 申立審査委員会は、次に掲げる事項を実施する。  
(1) 成績等開示請求に係る審査等に関すること。  
(2) 異議・再異議申立てに係る調査等に関すること。

## (組織)

第3 申立審査委員会は、次に掲げる委員によって組織する。  
(1) 初年次教育・教養教育副部門長  
(2) 体育・健康教育副部門長  
(3) 外国語教育副部門長  
(4) その他共通教育センター長が必要と認める者

2 委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員をもって充てる。  
3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

## (遵守事項)

第4 申立審査委員会は、第2の任務を実施するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。  
(1) 成績等開示請求又は異議・再異議申立てを行う学生(以下「当該学生」という。)と当該科目の担当教員の人権に十分配慮するとともに、当該学生が不当な取扱いを受けないよう配慮する。  
(2) 提供を受けた情報等は、成績等開示請求の審査等又は異議・再異議申立てに係る調査等以外の目的に使用しない。

## (事務)

第5 申立審査委員会に関する事務は、共通教育センター(共通教育係)において処理する。

## (雑則)

第6 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この要項は、平成29年4月1日から実施する。  
2 鹿児島大学教育センター申立審査委員会要項(平成22年7月2日教育センター会議決定)は、廃止する。

## 附 則

この要項は、平成30年6月22日から実施する。

## 鹿児島大学共通教育センター英語アチーブメントテスト表彰制度に関する要項

平成29年4月1日  
共通教育センター長裁定

## (趣旨)

第1 この要項は、共通教育センターが実施する共通教育科目のうちグローバル教育科目（英語）における、学生の英語力判定のための共通実力テスト（以下「英語アチーブメントテスト」という。）において、優秀な成績を収めた学生に対する表彰制度に関し、必要な事項を定める。

## (目的)

第2 学生の英語学習動機を高め、より高い英語力を目指そうとする向学心を涵養するための契機として、英語アチーブメントテストの表彰制度を設け、鹿児島大学における英語教育の質の向上に資するものとする。

## (表彰の対象)

第3 第1年次後期に実施する英語アチーブメントテストにおいて、優秀な成績を収め、次の各号の一に該当する学生（以下「受賞者」という。）に対し、共通教育センター長が表彰を行う。

- (1) 各学部の成績最上位者1名に対し、優秀賞を授与する。
  - (2) 前期得点と比較して後期得点の向上が顕著と認められる者で、各学部上位者2名に対し、努力賞を授与する。ただし、後期得点は全学平均点以上の成績を収めなければならない。
- 2 前項第1号の優秀賞及び第2号の努力賞は、同一の者に対して授与することができる。

## (受賞者の決定)

第4 受賞者は、共通教育センター外国語教育部門会議において選考し、共通教育センター長決裁により決定する。

## 附 則

- 1 この要項は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 鹿児島大学教育センター英語アチーブメントテスト表彰制度に関する要項（平成22年3月2日教育センター会議決定）は、廃止する。

## 附 則

この要項は、平成30年1月19日から実施する。

## 附 則

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

## 鹿児島大学共通教育センター長賞表彰に関する要項

平成29年4月1日  
共通教育センター長裁定

### (趣旨)

第1 この要項は、鹿児島大学共通教育科目履修規則(平成16年規則第115号)第10条の2第6項の規定に基づき、GPA制度による共通教育科目に係る成績優秀者に対する表彰について、必要な事項を定める。

### (表彰の対象)

第2 表彰は、第3期(医学部医学科、歯学部及び共同獣医学部にあっては第2期)において、共通教育科目に係る卒業要件を満たし、かつ、通算GPAが3.5以上の学生(鹿児島大学共通教育科目既修得単位認定規則(平成16年規則第143号)第2条に基づく既修得単位として10単位以上の認定を受けた者を除く。)であって、通算GPAが各学部において上位のもの各2名以内ずつを候補者とする。ただし、懲戒処分又は共通教育科目の期末試験等における不正行為による措置を受けた者(以下、「不適格者」という)は候補者となることができない。

### (受賞者の決定)

第3 受賞者は、共通教育センター長決裁により決定する。  
2 不適格者がいた場合は、次点の者を繰り上げて候補者とする。

### (表彰)

第4 表彰は、賞状の授与と副賞の贈呈により、共通教育センター長が行う。

### (表彰の実施)

第5 表彰の実施時期は、受賞者確定後おおむね1か月以内とする。

### 附 則

1 この要項は、平成29年4月1日から実施する。  
2 鹿児島大学教育センター長賞表彰に関する要項(平成22年12月24日教育センター長裁定)は、廃止する。

### 附 則

この要項は、平成29年10月1日から実施する。

### 附 則

この要項は、平成30年1月19日から実施する。

## 鹿児島大学共通教育科目の成績不振者に対する助言・指導に関する要項

平成29年4月1日  
共通教育センター運営委員会決定

### (趣旨)

第1 この要項は、鹿児島大学共通教育科目履修規則(平成16年規則第115号)第10条の2第6項の規定に基づき、G P A制度による共通教育科目に係る成績不振者に対する助言・指導について、必要な事項を定める。

### (助言・指導の対象)

第2 助言・指導は、第1期及び第2期における共通教育科目の学期G P Aが1.5未満又は共通教育科目の修得単位数が第1期において10単位未満(歯学部は15単位未満)若しくは第2期において6単位未満の者(以下これらの者を「成績不振者」という。)を対象とする。ただし、学部で定めた基準等により、助言・指導が必要ない場合はこの限りでない。

### 附 則

- 1 この要項は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 鹿児島大学共通教育科目の成績不振者に対する助言・指導に関する要項(平成22年12月24日教育センター長裁定)は、廃止する。

## 鹿児島大学共通教育センターにおけるG P A制度に関する申し合わせ

平成29年4月1日  
共通教育センター運営委員会決定

### (趣旨)

第1 この申し合わせは、鹿児島大学共通教育センターにおいて実施するグレード・ポイント・アベレージ(以下「G P A」という。)制度の運用について、必要な事項を定める。

### (目的)

第2 G P A制度は、学生の修学成果について自己点検させるとともに、共通教育センターにおいて成績優秀者の表彰及び成績不振者に対する助言・指導を行い、学生の修学環境を向上させるため導入するものであり、併せて、共通教育科目の厳格な成績評価等の点検及び授業運営の改善に資するものとする。

### (表彰)

第3 共通教育科目に係る卒業要件が満たされた時点において、共通教育科目の通算G P Aが優秀な学生に対し、「共通教育センター長賞」の表彰を行う。  
 2 表彰は、賞状の授与と記念品の贈呈により行う。  
 3 表彰の実施時期は、成績確定後おおむね1か月以内とする。  
 4 表彰の基準となる通算G P Aは、共通教育センター長が定める。

### (助言・指導)

第4 共通教育センター長は、助言・指導の対象となる学生が所属する学部長に学生の成績資料を送付して、当該学生に対する助言・指導を依頼する。  
 2 助言・指導の対象となる学生には、各学部・学科等のクラス担任教員が面談を行い、修学及び学生生活全般にわたり助言・指導を行うものとする。  
 3 助言・指導の対象となる基準については、別に定める。

### (成績更新の特例)

第5 G P Aの対象となっている授業科目において、成績評価の認定が不合格となった科目又は単位を修得した後に成績を更新しようとする科目が未開講となり、在学期間に再履修できない場合は、当該科目と同一の学問分野の授業科目を代替科目として履修し、成績を更新することができる。ただし、当該科目と同一の学問分野の授業科目がない場合は、成績を更新することはできない。  
 2 代替の授業科目の履修申請が確定した時点で、当該科目の成績評価は削除する。

### 附 則

- 1 この申し合わせは、平成29年4月1日から実施する。
- 2 鹿児島大学教育センターにおけるG P A制度に関する申し合わせ（平成19年4月1日教育センター会議）は、廃止する。

令和3年3月3日  
教務委員会承認

## 成績評価に関するガイドライン

- ① 本学の成績評価における素点による評価に基づく評定において、その評点と評価基準に関するガイドラインを以下のように定める。

秀（90点以上）	基本的な目標を十分に達成したうえで、極めて優秀な成果を修めている
優（90点未満から80点以上）	基本的な目標を十分に達成している
良（80点未満から70点以上）	基本的な目標を達成している
可（70点未満から60点以上）	基本的な目標を最低限達成している
不可（60点未満）	基本的な目標を達成しておらず、再履修が必要である。

- ② 1. 秀が評価対象者の20%以内に収まることを目安とする。  
2. ただし、履修登録者数が20人未満の科目については、1の限りではない。  
3. 実験・実習科目、演習科目、卒業研究科目、研究科開設科目などについては、各々の特性を踏まえて部局ごとにガイドラインを定める。

鹿児島大学共通教育科目（実験科目）における成績評価に関するガイドライン

令和3年7月16日

共通教育センター運営委員会決定

共通教育科目の実験科目の成績評価について、成績評価に関するガイドライン（令和3年3月3日全学教務委員会決定）②の3に基づき、以下のとおり定める。

- 1 成績評価は、シラバス及び授業において明示されている学習目標・成績評価基準に従い適正に行う。
- 2 学習目標・成績評価基準に対する到達度を総合的に評価する。
- 3 成績評価に関するガイドライン②の1の限りではない。